

中小企業設備近代化資金融資

問い合わせ先：商業観光課 商業振興係 TEL 40-2318 (直通)

藤岡市中小企業設備近代化資金融資概要

1. 制度の目的

市内の中小企業者が必要とする設備資金の融資を促進し、企業の近代化、合理化を推進して企業の伸長を図ることを目的とする。

2. 融資の対象

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例第2条第3号に定めるもので、1年以上継続して同一の特定事業を営んでいる中小企業者。

3. 融資の条件

融資限度額 個人及び会社は、3,000万円以内、組合は1億円以内

資金用途 設備資金

融資期間 10年以内（据え置き1年以内）

返済方法 元金均等分割返済

融資利率 金融機関と市長の協議により決定

保証人 契約金融機関及び保証協会の定めるところによる。

担保 必要（設備投資をした土地及びその建物等）

必要書類 注 各2部を提出するものとする。

（関係書類）

- 藤岡市中小企業設備近代化資金融資申請書
- 暴力団排除に関する誓約書
- 信用保証依頼書（保証協会指定）
- 信用保証委託申込書（保証協会指定）
- 申込人（企業）概要（保証協会指定）
- 市税完納証明書（未納税額のないことの証明書）
- 商業登記簿謄本（法人事業者の場合）
- 住民票（個人事業者の場合）
- 決算書（明細書も含め2期分）
- 確定申告書（個人事業者2期分）
- 印鑑証明書（会社・保証人含む）
- 許可証・登録証（許可等を必要とする業種）
- 宣誓書（飲食業を目的とする業種）
- 不動産担保明細書、設定方法記載書面
- 見積書・カタログ・図面・売買契約書・請負契約書
- 建築確認通知書（新築・増築、10㎡以上の場合）
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- その他必要と認められ提出を求められたもの

申込方法 希望審査会日の10日前（土、日含めず）までに、申請書及び必要書類を商業観光課に提出

4. 保証料補助

申請年度のみ、年0.5%を限度に市が本人に補助する。

5. 融資審査会

毎月1回（20日前後）審査会を開催し、融資の適否及び信用状態を審査する。

藤岡市中小企業設備近代化資金融資取扱手引き

1. 中小企業者の範囲

(1) 個人・会社

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業については5,000万円、卸売業については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業については50人、サービス業、卸売業については100人)以下の会社及び個人であつて、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)に定める特定事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。以下「特定事業」という。)を行うもの(次号の別表で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

イ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに別表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに別表で定める数以下の会社及び個人であつて、その別表で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会(以上、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に掲記)並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以上、商店街振興組合法第2条に掲記)であつて特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

(3) 医業

医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下のもの(前2号に掲げるものを除く。)

※ 「常時使用する従業員」の中には、事業主と生計を一にしている三親等内の親族は含まれない。

※ 別表

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
ソフトウェア業	3億円	300人
情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

2. 融資対象者

中小企業信用保険法に規定する特定事業を営む中小企業者。

3. 事業実績

保証の委託の申込みの日以前「1年以上継続して市内に事業所等を有し、1年以上継続して同一の特定事業を営む」ことが必要である。また、事業実態を有し事業活動を行っていることも必要である。

※ 「保証の委託の申込みの日」とは、保証協会に提出する「信用保証委託契約書」の日付けである。

※ 「同一の特定事業」とは、日本標準産業分類の小分類(3桁分類)に該当する業種を基準として判断する。

4. 納税要件

市税を完納していること。

徴求資料：藤岡市長の発行する「未納税額のないことの証明書」

※ 証明書請求時点における完納状況の確認であり、徴収猶予等をしているものや納期が未到来のものについてまで完納させようとするものではない。

※ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市内に住所を有しない者は、応益性の見地から均等割のみの納税義務を負うものである。（地方税法 294①Ⅱ）

事務所、事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものである。

5. 信用保証

信用保証協会の保証が必要である。

どの保証制度（保険制度）を活用するかは、保証協会が判断しており、普通保証（普通保険：保険てん補率 70%）を活用するのが一般的である。

6. 融資限度額

一個人、一企業は 3,000 万円、一組合は 1 億円が限度であり、既に当該融資残高がある場合には、この融資残高を控除した額が限度額である。一個人、一企業は 3,000 万円、一組合は 1 億円の範囲内で反復利用を認める。

7. 資金使途

事業の近代化、合理化を推進するために必要とする設備資金である。

ア 店舗の新築及び増改築並びに店舗内外の付帯施設

イ 工場等の新築及び増改築並びに機械類の設置及び改良

ウ 従業員の福利厚生を増進するための施設

エ 組合等が設置する共同施設

※ 土地の取得は対象としない。

※ 事前設備は対象としない。また、申請後であっても融資の決定がなされないうちにその事業（設備の設置）に着手した場合は融資対象から除外する。

※ 設備総投資額の 10%以上の自己資金（手持資金、増資等）を充当するものとする。

※ 設備の設置に必要な資金（融資対象額）に伴う消費税は対象としない。

※ 設備の設置場所は藤岡市内とする。

8. 融資利率

年 6.3% を上限に経済状況等を踏まえ市で設定する。

9. 融資期間

10 年が限度である。（内据置 1 年以内は認めるものとする。）

10. 返済方法

元金均等分割返済とする。

11. 保証人

契約金融機関及び保証協会の定めるところによる。

12. 担 保

担保を徴求する。当該資金によって設備投資した土地及びその建物は、原則として入担する。

13. 取扱金融機関

保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関で、市内に本支店を有する金融機関。

14. 保証料補助

申請年度のみ、年0.5%を限度に市が本人に補助する。

15. 預 託

(1) 新規

当該年度に新たに融資実行したものに対し、当該金融機関から「融資報告書」を受けた後、予算の範囲内において当該融資額の3分の1以内を限度として、当該金融機関に対し資金を無利子で当該年度末まで預託するものとする。

(2) 継続

当該金融機関において、当該融資の償還が終了するまで。いいかえれば、融資残高があるうちは、当該金融機関から「継続貸付申請書」を受けた後、予算の範囲内において当該年度平均融資残高（延滞額を除く）の3分の1以内を限度として、当該金融機関に対し資金を無利子で当該年度末まで一括して預託するものとする。

16. 融資条件変更

金融機関は、当該融資を行った後において、次に上げる事由が生じた場合には、必要書類を添えて「融資条件変更報告書」を提出するものとする。

ア 融資を受けた者の名称若しくは屋号又は所在地が変更になった場合

イ 融資を受けた者が法人に組織変更したこと等により債務名義を変更した場合

ウ 償還計画に変更のあった場合

エ 資金の繰り上げ完済のあった場合

対 象 車 両 一 覧

業 種 部 門	業 種	対 象 設 備
鉱 業	及 砂 び 利 砕 採 石 取 業 ・ 砕 石	<p>破 砕 装 置 毎時の処理能力が5トン以上のもの（製砂機を含む）に限る。</p> <p>汚濁水処理設備 毎時の処理能力が30トン以上のものに限る。</p> <p>削 岩 機 空気削岩機に限る。</p> <p>ト ラ ク タ 重量が2トン以上のものであって、バケット、プレート、レッキ、バックホウ、リッパ装置等のアタッチメントを装備しているものを含む。</p> <p>掘 削 機 ショベル系掘削機については、バケット容量が0.1立法メートル以上のもの、クラムシエル軽掘削機については、0.8立方メートル以上のものに限る。</p>
そ の	建 設 業	<p>ト ラ ク タ バケット、プレート、レッキ、バックホウ、リッパ装置等のアタッチメントを装着しているものを含む。</p> <p>掘 削 機 ショベル系掘削機に限る。</p> <p>杭 打 機 場所打くい施工機械及びアースオーガ併用くい打機に限る。</p> <p>クレーン付トラック 電機工事業に限る。</p> <p>建 柱 車 電機工事業に限る。</p> <p>コンクリートポンプ車 ブーム車に限る。</p> <p>ボ-リングマシン</p>
他	運 送 業	<p>ト ラ ク タ バケット及びプレードを装置しているものを含む。</p> <p>冷 却 装 置 ユニット式のものを含む。</p> <p>特 殊 車 両 冷蔵（凍）設備を装備している車両及び鉄道仕様コンテナを積載するコンテナ専用車に限る。</p> <p>荷役用エレベーター 事業所内装置で荷役専用のものに限る。</p> <p>トラクタトラック トラクタトラックは15トン以上のトレーラーをけん引する能力のあるもの及びトレーラーは最大積載量が15トン以上のものであって同時に取得するものに限る</p>

※ 上記表の他、当該設備資金の目的の範囲において個別協議により対応するものとする。

取 扱 い 手 続 き

◎ 融資申請の手続き

融資申請書及び必要書類2部を、希望審査会日の10日前（土、日含めず）までに商業観光課へ提出。

◎ 審査会承認後の手続き

審査会承認通知（市→金融機関）

◎ 融資実行後の手続き

1. 融資報告関係（金融機関→市）

- ① 融資報告書
- ② 融資償還元帳
- ③ 施設設備完了報告書（市様式第4号）
- ④ ・建物完成後に登記簿謄本の写し
・車両購入後に車検証の写し

2. 預託契約関係（金融機関→市）

- ① 預託契約書2部
- ② 預託請求書

3. 預 託 関 係

預金証書等（金融機関より市商業観光課へ提出）

期 間 …… 預託日から当該年度末

利 子 …… 無利子

※ 算定式：当初融資額を協調倍率（3倍）で除した額

4. 保証料補助金申請関係（金融機関→市）

- ① 保証料補助金交付申請書
- ② 保証料補助金交付決定通知書（市→金融機関）
- ③ 保証料補助金交付請求書
- ④ 信用保証書写し（協会様式）
- ⑤ 実行報告書写し（協会様式）
- ⑥ 保証料徴収報告書写し（協会様式）

5. 変 更 関 係（金融機関→市）

- ① 融資変更報告書
- ② 商業登記簿謄本の写し（法人で変更のある場合）
- ③ 住民票（個人で変更のある場合）
- ④ 印鑑証明書の写し（変更のある場合）
- ⑤ 融資償還元帳（償還方法変更の場合）

※ 名称（屋号）又は所在地の変更の場合、①②③④を提出のこと

※ 法人に組織変更したこと等による債務名義変更の場合、①②④を提出のこと

※ 償還計画の変更の場合、①⑤を提出のこと

※ 繰り上げ完済の場合、①を提出のこと

6. 継続預託関係（金融機関→市）

- ① 継続貸付申請書
- ② 継続貸付契約書（2部）
- ③ 継続貸付請求書
- ④ 預金証書等（金融機関より市商業観光課へ提出）
 - 期 間 …… 当該年度当初から当該年度末
 - 利 子 …… 無利子

※ 算定式：当該年度平均融資残高を協調倍率（3倍）で除した額

様式第1号

年 月 日							
(あて先) 藤岡市長 <div style="float: right; text-align: right; margin-right: 20px;"> 申請者 住 所 名 称 氏 名 電話番号 </div>							
<h3>藤岡市中小企業設備近代化資金融資申請書</h3>							
藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例及び同条例施行貴族に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。							
1. 企業の名称			2. 業種			3. 所在地 藤岡市	
4. 企業の概要	資本金	従業員数	土地	建物	その他の資金		
		雇 用 人 (うち家族 人)	自己所有 m ² 借 入 m ²	自己所有 m ² 借 入 m ²			
	生産品名又は取扱商品名	年間生産額又は販売額	年間仕入額	粗利益	主な販売先	営業年数	
		千円	千円	千円		年	
5. 近代化しようとする設備の名称及び規模	名 称	改・増築(新・中古)	面積及び規格	員 数	所要経費	合 計	
					千円	千円	
6. 近代化の理由							
7. 資金調達計画	借入申請額	自己資金	その他の借入金	合 計	取扱金融機関名		
8. 借 入 金 返 済 計 画	本制度融資の借入金			金融機関・その他による借入金			
	借入期間 年 カ月			月々又はその回の返済金			
	月賦・割賦(回) 千円 期日 千円			月賦・割賦 千円			
9. 着工予定年月日	10. 完了予定年月日		11. 設置場所 藤岡市				
12. 連帯保証人	氏 名	住 所	職 業	申請人との関係	資 産 状 況		年 収
					土 地	建 物	
	印				m ² 万円	m ² 万円	万円
印				m ² 万円	m ² 万円	万円	万円
13. 担保物件 番地 土地・建物							
備考	添付書類 (1) 計画書(平面図、カタログ、見積書、売買契約書、建築確認の写) (2) 決算諸表(貸借対照表、損益計算表(2期分)、青色申告の写) (3) 地主・家主の承諾書						
審査会事項 (この欄は記入しないで下さい)	審査会年月日 年 月 日			融資決定額 千円			
	融資条件・その他						

年 月 日

様

藤岡市長

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例に基づく
中小企業設備近代化計画の承認について

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例に基づき、貴店を取扱店とした申請に対して、当市審査会を経て融資決定されましたので通知します。

なお、融資実行に際しては、下記事項に留意してください。

記

1 承認先

通知番号	第 号
住 所	藤岡市
名 称	
代 表 者	
融資金額	円
融資期間	年

2 留意事項

ア 融資は工事の着工（設備の設置）を確認してから実行してください。

イ 融資実行後は、速やかに融資報告書及び償還計画書を市長に提出してください。

ウ 市資金の預託は無利子で融資額の1/3とし、千円未満に端数が生じた場合、金融機関の持分とします。

エ 融資利率は年*.*%とします。

オ 各月の償還金に千円未満の端数が生じないように注意してください。

1. 市通知年月日番号	年 月 日 第 号
2. 融資先 住所 名称 氏名	
3. 融 資 金 額	円
4. 融 資 利 率	年 %
5. 融 資 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 年 月
6. 資 金 使 途	
7. 返 済 方 法	

上記報告します。

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

金融機関所在地
金融機関名
代表者名

印

中小企業設備近代化資金融資償還表（元帳）

年 度	年 度	借 入 者 住所氏名		業 種	
貸 付 金 額	円		貸付期間	据置期間	
貸付年月日			最終期日	利 率	
返 済 方 法	総返済回数 均等返済開始日 [] 回について [] より [] ヶ月毎に [] 日に 毎回返済額 最終回返済額 [] 円、最終回に [] 円を返済する。				
年 度	年度償還額（元金）	年度末残高（元金）	備 考		
年度					
			取扱金融機関名：	担当者：	

印紙

200円

契 約 書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例（以下「条例」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸付け、（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当たり、甲と乙の間に次の契約をする。

第1条 甲は乙に対し、条例に基づき、
に対する融資金額のうち、条例第11条の規定により、
年 月 日、金 円を貸付け、乙はこれを借り受ける
ものとする。

第2条 甲の貸付期限は、
年 月 日までとする。

2 乙は、甲の都合により、借入金の全部または一部について償還を求められても異存
ないものとする。

第3条 甲の貸付金に係る利子は無利子とする。

第4条 乙は、この借入れに係る元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日
までに指定された場所に納付するものとする。

第5条 本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。

第6条 乙は、この資金の運用について条例及び規則に基づいて発せられた、甲の指示
に基づいて行わなければならないものとする。

第7条 乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失につい
ては、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。

第8条 この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はそ
の都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県藤岡市中栗須327番地
藤岡市長

乙

印

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし 中小企業設備近代化資金預託金
(新規)

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金 融	銀行	普通預金	請求書	
	金庫	支店 当座預金		
	組合	支所 別段預金		
機関名	農協	No.	番 号	

藤 岡 市 長 様

(あて先) 藤岡市長

住 所
名 称
氏 名

印

中小企業設備近代化計画施設設置完了報告書

年度において標記制度により、融資を受け施行しました設備については、下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

1. 借入金額
2. 設備設置場所
3. 設備の内容

設備名	様式員数	所要経費	着工年月日	完了年月日	備考

(あて先) 藤岡市長

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

中小企業設備近代化資金保証料補助金交付申請書

保証料補助金の交付を受けたく藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例施行規則第10の規定に基づき申請いたします。

記

- 1. 保証料補助金交付申請額 金 円
- 2. 保証料納入総額 金 円
- 3. 融資を受けた金融機関名
- 4. 融資を受けた金額 金 円
- 5. 融資を受けた年月日 年 月 日
- 6. 返済期間 自 年 月 日
至 年 月 日
(月賦、半月賦、年賦、一括)
- 7. 保証料の率 年 %

保証料納入証明書

上記保証料が、 年 月 日までに納入されたことを証明いたします。

年 月 日

金融機関名

印

様

藤岡市長

中小企業設備近代化資金保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった中小企業設備近代化資金保証料補助金について下記のとおり決定しましたのでご通知いたします。

なお、別添中小企業設備近代化資金保証料補助金交付請求書を提出して下さい。

記

保証料補助金額 金 円

(あて先) 藤岡市長

請求者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

中小企業設備近代化資金保証料補助金交付請求書

年 月 日付藤商第 号中小企業設備近代化資金保証料補助金交付決定に係る保証料補助金を交付されたく請求します。

記

保証料補助金額 金 円

なお、保証料補助金は、次の口座に振り込んで下さい。

金 融 機 関 名	種 別	口 座 番 号

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

所 在 地

金 融 機 関 名

(本店又は支店)

代 表 者 名

印

中小企業設備近代化資金融資条件変更報告書

下記債務者に対する融資条件に変更がありましたので報告いたします。

融資先・名称・氏名	融 資 年 月 日	変 更 内 容	変更理由
	変更(償還)年月日		

- 注 1 変更内容については、変更された事項について簡潔に記入すること。
2 償還計画の変更については、変更後計画に基づく償還表を添付すること。

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

所在地
金融機関名
(本店又は支店)
代表者名

印

中小企業設備近代化資金継続貸付申請書

次のとおり資金の貸付を受けたいので申請します。

融 資 先 住 所 融 資 先 商 号 ・ 氏 名	融 資 年 月 日 融 資 期 間 (年月日～年月日)	年度当初融資残高	申 請 額	発 生 年 月 日
		年度末融資残高		延 滞 額
		年度平均融資残高		
計 又は 総計 (件数 件)		円	円	円
		円		
		円		

注 年度平均融資残高 : (年度当初融資残高 + 年度末融資残高) × 1/2
 申 請 額 : 年度平均融資残高 × 1/3 [1,000 円未満切り捨て]



契 約 書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例（以下「条例」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸付け、（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当たり、甲と乙の間に次の契約をする。

第1条 甲は乙に対し、条例に基づく 年度分預託金として 年 月 日、
金 円を貸付け、乙はこれを借り受けるものとする。

第2条 甲の貸付期限は、 年 月 日までとする。

2 乙は、甲の都合により、借入金の全部または一部について償還を求められても異存
ないものとする。

第3条 甲の貸付金に係る利子は無利子とする。

第4条 乙は、この借入れに係る元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日
までに指定された場所に納付するものとする。

第5条 本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。

第6条 乙は、この資金の運用について条例及び規則に基づいて発せられた、甲の指示
に基づいて行わなければならないものとする。

第7条 乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失につい
ては、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。

第8条 この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はそ
の都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県藤岡市中栗須327番地
藤岡市長

乙

印

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし 中小企業設備近代化資金預託金
(継続)

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金 融 機関名	銀行	普通預金	請求書 番 号
	金庫	支店 当座預金	
	組合	支所 別段預金	
	農協	No.	

藤 岡 市 長 様

年 月 日

様

藤岡市長

中小企業設備近代化資金に係わる預託金の返還について

中小企業設備近代化資金に係わる 年度預託金を、下記のとおり返還下さるよう通知いたします。

記

- 返還金額 金 円
 - 内訳 継続 円
 - 新規 円

- 振込口座 金融機関 しなのめ信用金庫 藤岡市役所出張所
種 別 普通預金
口座番号 001686
口座名義 藤岡市会計管理者

- 振込期日 年3月31日 () 午前10時まで (厳守)